

防府市雇用安定補助金

国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）の支給決定を受けた市内中小企業の皆さんを対象に、国の支給額に上乗せした額を補助します。

※国の雇用調整助成金の助成内容の拡大により、解雇等を行っていない中小企業者への助成率が10分の10に引き上げられたことから、解雇等を行っていない中小企業者は、本補助金の対象になりません。

交付対象者

1. 中小企業（個人事業主を含む）で、市内に本社または事業所があること。
2. 国の緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていること。
3. 国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の助成率が5分の4であること。
4. 防府市税の滞納がないこと。

（※新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の適用を受けた場合は除く）

補助内容

市補助金の額	算定方法
休業手当額の1/10	国支給決定額（教育訓練及び出向に係るものを除く）の1/8

※1事業者あたりの補助金上限100万円

※休業手当額は、1人あたり日額15,000円が上限です。

申請書類 ※様式は市ホームページからダウンロードできます

1. 様式第1号雇用安定補助金交付申請書
2. 添付書類
 - (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
 - (2) 雇用調整助成金等の国への提出書類の写し
(出勤簿や賃金台帳などの添付書類は必要ありません。)
 - (3) チェックシート
 - (4) 滞納のないことの証明書
(防府市役所課税課諸税係で取得してください)
 - (5) 雇用調整助成金等支給決定金額に防府市以外の事業所に関するものが含まれる場合の内訳（雇用調整助成金等の支給内容が防府市内の事業所のみの場合には必要ありません。）

申請期間

令和2年7月20日（月）から令和3年1月31日（日）まで

申請先・申請方法

【申請先】 〒747-8501

山口県防府市寿町7番1号 商工振興課労政係 宛

【申請方法】 郵送（新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力よろしく申し上げます）

問合せ先

防府市産業振興部商工振興課労政係

TEL (0835) 25-2574